

防府観光マスコットキャラクター「ぶっちー」デザイン使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、防府観光マスコットキャラクター「ぶっちー」デザイン（以下「ぶっちー」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用の申請等)

第2条 「ぶっちー」を使用しようとするものは、あらかじめ「ぶっちー」デザイン使用承認申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添付して、防府市長（以下「市長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、「ぶっちー」デザイン使用届（別記様式第2号）による届出のみとし、この限りでない。

- (1) 防府市及びその外郭団体が使用するとき。
- (2) 山口県内の学校教育法第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) 防府市内の町内会などの住民組織が、地域への奉仕活動若しくは地域活性化につながる活動において使用するとき。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (5) そのほか、市長が使用を適当と認めたとき。

(使用の承認)

第3条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、「ぶっちー」の使用を承認するものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、条件を付することができる。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 防府市の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) キャラクターのデザインを第6条に規定する項目に基づき使用せず、又はそのおそれがあると認められるとき。

(6) その他市長が使用について不適當であると認めたとき。

2 前項の承認は、「ぶっちー」デザイン使用承認書（別記様式第3号）をもって行うものとする。

(使用料)

第4条 使用料は、当面の間、無料とする。

(使用承認期間)

第5条 使用承認期間は、承認日から起算して1年を経過する日以後の、最初の3月31日までを限度とする。ただし、更新は妨げない。

(使用上の遵守事項)

第6条 「ぶっちー」を使用するものは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認を受けた内容により使用し、市長が指示する条件に従うこと。

(2) 定められた色、形状等を正しく使用すること。ただし、軽微な変更であって、事前に相談し使用承認を受けたものについてはこの限りではない。この場合、防府市が使用承認を行ったと同時に、当該イラストの著作権のうち財産権に関する一切の権利（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）を防府市に無償譲渡するものとし、その権利は、防府市に帰属するものとする。また、その後防府市から当該イラストの使用承認を受けた第三者に対して、財産権に関する一切の権利（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）を主張しないものとする。

(3) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。

(4) 承認を受けたものは、これを譲渡し、又は転貸しないこと。

(5) 商標登録出願を行わないこと。

(6) 原則として、物品等には、「防府市」との表記を付すること。

(7) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。

(承認内容の変更の申請)

第7条 「ぶっちー」の承認を受けたものが、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、「ぶっちー」デザイン使用承認変更申請書(別記様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、「ぶっちー」デザイン使用承認書(別記様式第3号)をもって行うものとする。

3 第2条から前条までの規定は、前項の場合に準用する。

(承認の取消し)

第8条 市長は、「ぶっちー」の使用がこの要領及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取消しは、「ぶっちー」デザイン使用承認取消書(別記様式第5号)をもって行うものとする。

(責任の制限)

第9条 前条の規定により、「ぶっちー」の使用承認を取り消した場合、使用承認を受けたものに損害が生じても、市長はその責を負わない。

2 「ぶっちー」の使用承認を受けたものが、「ぶっちー」の使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、市長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、「ぶっちー」の取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年12月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

防府観光マスコットキャラクター「ぶっちー」デザイン使用承認申請書

年 月 日

防府市長 様

(申請者)

住 所 (所在地)

氏 名 (名称及び代表者)

次のとおり、防府観光マスコットキャラクター「ぶっちー」を使用したいので、申請します。

使用対象物件	
使用目的	
販売の有無	
使用方法	
使用場所	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用数量	
担当者連絡先	・所属 ・氏名 ・電話番号 ・メール

・添付書類

- 企画書（デザイン、レイアウト図、原稿、設計図書等）
- 申請者の概要が分かるもの
- その他参考となる資料

要領第3条第1項(1)～(6)に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止することを誓約します。

氏 名
(名称及び代表者名)

防府観光マスコットキャラクター「ぶっちー」デザイン使用届

年 月 日

防府市長 様

(申請者)

住 所 (所在地)

氏 名 (名称及び代表者)

次のとおり、防府観光マスコットキャラクター「ぶっちー」を使用しますので、届け出ます。

使用対象物件	
使用目的	
使用方法	
使用場所	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用数量	
担当者連絡先	・所 属 ・氏 名 ・電話番号 ・メー ル

・添付書類

- 企画書（デザイン、レイアウト図、原稿、設計図書等）
- 申請者の概要が分かるもの
- その他参考となる資料

要領第3条第1項(1)～(6)に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止することを誓約します。

氏 名
(名称及び代表者名)

指 令 防 第 号
年（ 年） 月 日

防府観光マスコットキャラクター「ぶっちー」デザイン使用承認書

（申請者）

住 所
氏 名

様

防府市長

年 月 日付けで申請のありました、防府観光マスコットキャラクター「ぶっちー」デザインの使用について、次のとおり承認します。

記

1 使用対象物件

2 使用目的

3 承認期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

4 使用上の厳守事項

- （1）承認された内容により使用し、市長の指示する条件に従うこと。
- （2）承認を受けたものは、これを譲渡し、又は転賃しないこと。
- （3）定められた色、形等を正しく使用すること。もしくは、承認を受けたイラストのデザインを正しく使用すること。
- （4）承認期間満了後は、直ちに使用を中止すること。
- （5）承認に係る物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真を持って代えることができるものとする。

防府観光マスコットキャラクター「ぶっちー」デザイン使用承認変更申請書

年 月 日

防府市長 様

(申請者)

住 所 (所在地)

氏 名 (名称及び代表者)

年 月 日付け、指令防第 号で承認を受けた内容について、下記のとおり変更したいので、申請します。

記

変更内容

(※変更内容を記載)

(※変更内容の確認できる資料を添付)

・添付書類

- 企画書（デザイン、レイアウト図、原稿、設計図書等）
- 申請者の概要が分かるもの
- その他参考となる資料

要領第3条第1項(1)～(6)に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止することを誓約します。

氏 名

(名称及び代表者名)

指 令 防 第 号
年(年) 月 日

様

防府市長

防府観光マスコットキャラクター「ぶっちー」デザイン使用承認取消書

さて、 年 月 日付け、指令防第 号で承認しましたこのこと
について、防府観光マスコットキャラクター「ぶっちー」デザイン使用取扱要
領第8条の規定に基づき、使用承認を取消します。

使用承認取消の理由

()